

議案第24号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料2 学校教育法の一部を改正する法律の概要

学校教育法の一部を改正する法律の概要

【「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化について】

H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

趣旨・背景

- 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実践力 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
+豊かな創造力 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

【例】
【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材など

→ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」と「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計 [*印]

1 目的等

①機関の目的

- ・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上。長期の企業内実習等)
* 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与

- ・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。
→ *「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携

- ・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。
→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

②認証評価における分野別評価等

- ・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。
→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分

- ・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算

- ・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日